

人間ドックに関するQ & A

Q 1 令和6年度における人間ドック申し込み対象者は？

A 1 令和6年4月1日において組合員又は教職員互助会員のいずれかに該当する場合、人間ドックの申込対象者となります。その他詳細は、実施要領にてご確認ください。

Q 2 任用が令和6年4月2日以降の場合はどうなりますか。

A 2 申し込みできません。

Q 3 令和4年10月1日以降に短期組合員となった場合は、対象になりますか。

A 3 令和6年4月1日に組合員の資格がある場合は、対象となります。

Q 4 人間ドックの申し込みをした結果、令和6年11月の受診と決定された。自分の任用期間は令和6年7月31日までに組合員の資格を喪失するが、その場合はどうなりますか。

A 4 令和6年7月31日に任用が終了する場合、令和6年8月1日に組合員資格を喪失するため、令和6年11月の人間ドックを受診することはできません。組合員資格がある日（令和6年7月31日）までの日程調整が可能であれば受診できます。日程調整については、直接医療機関へお問い合わせください。

なお、人間ドック受診日の決定に際して、任用期間を考慮することはできませんので予めご了承ください。

Q 5 令和6年7月31日までのA校の任用が終了し、一旦組合員の資格を喪失したが、令和6年9月1日よりB校に勤務することとなり再度組合員になった場合、4月申込時点での人間ドック受診決定は引き継がれますか。

A 5 A校での勤務が終了したことにより組合員の資格喪失となった場合は、令和6年度の人間ドック受診資格も喪失します。また、年度内に再度任用され、組合員資格を得た場合でも、人間ドックの受診資格は喪失したままです。令和6年11月に受診予定の場合、その時点で再度組合員になっていても受診はできませんので、ご了承ください。

組合員資格喪失日（令和6年8月1日）以降に、誤って人間ドック等を受診した場合は、全額自己負担（約3万～6万円）となりますのでご注意ください。